

i. 避難の仕組み

- 国は、武力攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、警報を発令して、直ちに都道府県知事に通知します。さらに、住民の避難が必要なときは都道府県知事に対して、住民の避難措置を講ずるよう指示します。
- これを受け、都道府県知事は、警報の通知や避難の指示を行います。そして、放送や市町村の防災行政無線等を通じて、みなさんに情報が伝達されます。

住民の避難の仕組み



※避難方法には、大別して、要避難地域外への域外避難と、要避難地域内の建物等への屋内避難があります。